

# ルネ・カピタンの議院内閣制論（1）

兵 田 愛 子

## 目 次

### 序——反・議会主義と議院内閣制

- (1) 本稿の目的・方法
  - (2) ルネ・カピタンの議院内閣制論の概要と本稿の構成
  - 1. 「諸・議院内閣制」（1933）——議院内閣制の定義
    - (1) 主権が君主から議会へ移行していく過程
    - (2) 主権が議会に集中していく過程
    - (3) この過程の理論的延長線上にある類型
    - (4) 分 析 （以上、本号）
  - 2. 『議会主義の改革』（1934）——議院内閣制のモデル
    - (1) 議会による主権の行使
    - (2) 議会による主権の行使のための改革
    - (3) 分 析
  - 3. 「フランスにおける議会主義の危機と改革」（1936）——議院内閣制の意義
    - (1) 議会主義の機能不全の原因
    - (2) 議会主義の改善策
    - (3) 分 析
- 結——ルネ・カピタンの議院内閣制論とその示唆
- (1) ルネ・カピタンの議院内閣制論
  - (2) 示 唆

## 序——反・議会主義と議院内閣制

### (1) 本稿の目的・方法

#### ① ルネ・カピタンの議院内閣制論の意義

フランスにおいては、戦間期に、反・議会主義運動によって、議院内閣制の意義（議院内閣制に統治が可能なのか、議院内閣制を維持しなければならない理由があるのか）が問われていた。これに対して、ルネ・カピタンは、議院内閣制の理

論的な意義を明らかにし、フランスにおける議院内閣制の問題点を改善することによって対応すべきこと、したがって、議院内閣制を堅持すべきことを主張した。

カピタンは、戦間期に書かれたところの、主に、以下の3本の論文によって、議論の蓄積を行い、その理論を完成させることになった。「諸・議院内閣制」（1933）<sup>1)</sup>、『議会主義の改革』（1934）<sup>2)</sup>、「フランスにおける議会主義の危機と改革」（1936）<sup>3)</sup>である。これらの論文によって、フランスにおける議院内閣制論を基礎づける重要な理論が確立されたといっても過言ではない。

## ② 本稿の目的・対象・方法・意義

本稿の目的は、このカピタンの議院内閣制論を明らかにすることである。本稿の対象は、したがって、先の3つの論文を中心的な研究対象とする。本稿の方法は、この3つの論文を時系列的に検討することによって、いかなる積み上げが行われていったのかを確認、分析することによる。カピタンの議院内閣制論は、3つの論文による積み上げによって確立されており、その理論の全体像を明らかにしようと思えば、各論文によって、いかなる理論的な積み上げがなされているのかを確認する必要があるからである。

日本において、カピタンの議院内閣制論については若干の先行研究があり<sup>4)</sup>、本稿の方法によって、これらの研究に蓄積をもたらすことを狙う。また、

---

1) René CAPITANT, « Régimes parlementaires » (1933), repris dans R. CAPITANT (Choix de textes, chronologie, bibliographie et index établis par Jean-Pierre MORELOU), *Écrits constitutionnels*, Paris, CNRS, 1982, pp. 237-253.

「諸・議院内閣制」という訳語については、議院内閣制の様々な類型を比較するという本文の趣旨に適合させるためにこの訳語を採用した。

2) René CAPITANT, *La réforme du parlementarisme*, Paris, Recueil Sirey, 1934.

3) René CAPITANT, « La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936) » (1936), repris dans R. CAPITANT (Textes réunis et présentés par Olivier BEAUD), *Écrits d'entre-deux-guerres (1928-1940)*, Paris, Editions Panthéon Assas, 2004, pp. 343-380.

4) 本稿が研究対象とする文献について、樋口陽一『議会制の構造と動態』（木鐸社・1973）1-102頁、高橋和之『国民内閣制の理念と運用』（有斐閣・1994）45-64頁において一部引用・紹介されているものがあるが、本稿とは目的を異にするもの

研究を通じて明らかになる議院内閣制の意義は、議院内閣制を採用する日本にとっても示唆があるといえよう。

## (2) ルネ・カピタンの議院内閣制論の概要と本稿の構成

### ① ルネ・カピタンの議院内閣制論の概要

カピタンは、本稿において取り上げる3つの論文を通じて、以下のことを示す。「諸・議院内閣制」(1933)においては、議院内閣制の定義に関する検討を通じて、議院内閣制が、歴史的に、君主から議会に主権(統治権)<sup>5)</sup>が移行していく過程の中で生じた統治制度であるという理論が示される。これがカピタンの議院内閣制論の中核となる理論である。そこから、主権(統治権)が君主から議会に完全に移行し終えた(君主制から完全に脱却した)現代において、議院内閣制とは、議会が主権者として主権(統治権)を行使するという統治制度である、ということが導かれる。

これを前提として、『議会主義の改革』(1934)においては、現代の議院内閣制において、いかにして議会が主権(統治権)を行使するべきかが示される。議会による主権の行使方法については、議会が内閣を生み出し、内閣に統治の任を任せ、内閣を統制するということが示される。また、議会が実効的に主権(統治権)を行使するには、内閣を生み出し統制する安定した議会多数派が必要となり、そのために2大政党制と解散制度が必要となるということが示される。

---

ㄨのである。「諸・議院内閣制」と『議会主義の改革』の翻訳としてルネ・カピタン、時本義昭訳「議院内閣制」龍谷大学社会学部紀要 第16号(2000)89-100頁と、ルネ・カピタン、時本義昭訳「議院内閣制の改革(1)、(2・完)」龍谷大学社会学部紀要 第21号(2002)106-110頁、第22号(2003)95-101頁が存在する。本稿においては以上の翻訳を適宜参照するが、訳については必ずしも従っておらず、新たに訳出したものを主に用いるものとする。

5) 本稿においては、「主権(統治権)」と表記することもある。その理由は、カピタンの議院内閣制論において主権が立法権や執行権を含む統治権力に近い意味で理解されているからである。ただし、後述するように、カピタンの議院内閣制論において、内閣に統治の任を委ねるという議論が存在するが、これは、内閣に主権を委ねることを意味しない。その意味で、統治をするための権限と主権は異なるものといえる。

このような議院内閣制においては、制限君主制のころから国民の自由を保護する役割を果たしてきた議会自身が内閣を生み出し統制するので、この意味で議院内閣制は「権威と自由の統合」<sup>6)</sup>を実現することが示される。この点についてカピタンは、「ここに我々が議院内閣制にこだわり続ける理由がある」<sup>7)</sup>と評価する。

以上で示されたことを前提に、「フランスにおける議会主義の危機と改革」(1936)においては、議会主義とは、世論が議会多数派を形成・入れ替えをすることによって主権者たる議会を統制する統治制度であり、その制度が個人主義の実現を目的とすることが示される。すなわち、個人主義が、カピタンの議院内閣制論のもう一つの中核となる理論である。個人主義に照らして、議会主義を適切に機能させるための運用上の条件が存在することが示される。

以上のように、3つの論文の積み上げの分析によって、カピタンの議院内閣制論の全容が明らかとなる。カピタンの論文の一部だけを見ると、過激な表現（例えば、「独裁者と同じくらいに強い首相」<sup>8)</sup>）により強権的な国家体制を目指して（あるいは容認して）いるようにも誤解され得るし、単に執行権の強化を可能にする議院内閣制論を展開しているだけのように誤解され得ることもあろう。しかし、本稿における分析を通じて明らかになることは、カピタンの議院内閣制論の根底には、個人主義に根ざし、反議会主義に対して議院内閣制を擁護するという姿勢が存在することである。すなわち、カピタンは議院内閣制の統治能力を疑う反・議会主義運動に対して、個人的自由が保障されたまま統治が可能となる制度として議院内閣制がいまなお有用であることを証明しようとしていたのである。

## ② 本稿の構成

このカピタンの議院内閣制論の全体像を明らかにするために、本稿においては「1. 「諸・議院内閣制」(1933) —— 議院内閣制の定義」、「2. 『議会主義

---

6) René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 19.

7) René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 19.

8) René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 11.

の改革』(1934)——議院内閣制のモデル」、「3. 「フランスにおける議会主義の危機と改革」(1936)——議院内閣制の意義」において3つの論文を時系列に取りあげ、検討し、分析を行う。

「結——ルネ・カピタンの議院内閣制論とその示唆」においては、「(1) ルネ・カピタンの議院内閣制論」でカピタンの議院内閣制論の概観を、「(2) 示唆」ではカピタンの議院内閣制論から得られる示唆として、「① 主権移譲の理論」、「② 主権移譲の理論と「執行権」の概念」、「③ 解散権の制限」、「④ 議院内閣制の評価基準」、「⑤ 「議院内閣制の番人」」、「⑥ 個人主義による民主主義の枠づけ」、「⑦ 個人主義と精神的・経済的・社会的自由」、「⑧ 個人主義による人権保障の適正化」、「⑨ 統治機構上の権限としての個人的自由」、「⑩ 憲法慣習の意義」、「⑪ 共和国大統領の役割の有用性」を提示する。

本稿を通じて、カピタンの議院内閣制論の理解が深まるだけでなく、カピタンの議院内閣制論において彼の基本的な方法論である憲法慣習論がいかにして用いられているのかをうかがい知ることでもできよう。

## 1. 「諸・議院内閣制」(1933) ——議院内閣制の定義

第3共和制期において、フランスでは内閣が次々と倒閣され、統治が不安定な状況であった。議院内閣制における統治の安定性を回復させるために執行権の強化が課題に挙げられており、その対応策として対立する2つの提案が提出されていた。一つは、大統領の権限の強化、もう一つは内閣の権限の強化である。これらの異なる2つの提案は、「議院内閣制 (régime parlementaire)」の定義に関する異なる2つ学説から導かれる。すなわち、以下の通りである。

一方で、フランスにおいて主流である、「議院内閣制」を「権力分立 (séparation des pouvoirs)」によって定義する学説は、議院内閣制において国家元首と議会が対立し均衡すると考えるので、執行権の強化のために「国家元首 (フランス第3共和制においては大統領)」の権限の強化を提案することとなる。ただし、ここにおいて、権力分立といっても、アメリカにおけるような「厳格な権力分立」ではなく、両権力が対立し均衡しつつも、接触し協働する「柔軟な

権力分立」を指す<sup>9)</sup>。この学説を主張するものとして主に、フランスではエスマン (Esmein)、デュギー (Duguit)、オーリユー (Hauriou)、ジョゼフ＝バルテルミー (Joseph-Barthélemy)、デュエズ (Duez)、ドイツではレズロープ (Redslob) が挙げられる<sup>10)</sup>。

他方で、「議院内閣制」を「議会」が有する「主権 (la souveraineté)」によって定義する学説は、「権力分立」とは異なり、権力が国家元首と議会に分離されることなく議会に集中すると考える。ここにおいて、議会が主権を有するとは、議会が、立法権を有するのみならず、内閣という議会の「執行委員会 (commission exécutive)」を通じて統治する権限を有することを意味する<sup>11)</sup>。したがって、この学説において執行権を強化するには、もはや国家元首の権限ではなく、議会の執行委員会である「内閣」の権限を強化することになる。この学説を主張するものとして、まずイギリスのバジヨット (Bagehot) が挙げられ、この学説がイギリスで古典的な学説となったのちにこの学説から着想を受けたものとして、フランスのカレ・ド・マルベール (Carré de Malberg) が挙げられる<sup>12)</sup>。

内閣の安定性を確保する方策として「大統領 (国家元首)」の権限を強化すべきか「内閣 (議会の執行委員会)」の権限を強化すべきか、という論争の根底には、議院内閣制とは何かという論争が存在する。一方の提案は他方からすれば「議院内閣制」の定義と両立しないこととなり、その逆もまた然りである。こ

9) ここにおいて「柔軟な権力分立」とは、大臣罷免権を有する「国家元首」と大臣に政治責任を追及する「議会」の、双方の信任を得て統治しなければならない「内閣」を介して、国家元首と議会の双方が合意を模索して協働しつつ対立・均衡する状態を指す。詳しくは René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 244 を参照。これに対して、「厳格な権力分立」とは、アメリカの大統領制のように両機関を媒介する機関 (内閣) が存在せず、国家元首と議会が完全に独立したまま対立・均衡する状態を指す。

10) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 237.

11) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 237.

ここでいう「内閣という『議会の執行委員会』を通じて統治する」とは、「議会が政府を統制する」ことを指す。

12) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 237.

これらの対立は解消しえず、議論は平行線のままのように思われていた。カピタンは、「議院内閣制」の定義に関する両学説の対立を解消するために、両学説を包括しうる「議院内閣制」の定義を抽出し、定義上いずれの制度も議院内閣制であることを認めたいうえで、いずれの方策がフランスにおける議院内閣制の状況に有効であることを示そうと試みる。両学説を包括しうる「議院内閣制」の定義を抽出する方法としては、以下の通りである。議院内閣制が「近代において君主と議会を対立させる、大きな対立という一つの局面」の中で誕生し、発展してきたことを踏まえ、議院内閣制の誕生とそこから生じた様々な政治制度（議会主義）の変遷を、「国家元首（君主、または選挙が国家元首（chef de l'Etat）の世襲に代わる場合には大統領）」の権力が衰退していくと同時に「議会」が新たに権力を獲得していく過程に跡付けようとする<sup>13)</sup>。

「国家元首」の権力が衰退し、「議会」が新たに権力を獲得していく過程を敷衍すると以下の通りである<sup>14)</sup>。① かつて「絶対君主制」において君主が全ての権力を掌握していたが、「制限君主制」においては議会が君主と対等な地位を有するようになり、権力は君主と議会に分離されるようになる（「権力分立（互いに接触・協働しないので『厳格な権力分立』」）。② 次いで、「制限君主制」において君主が大臣を支配していたのに対して、「復古王制」においては大臣が「閣議」を通じて君主から独立した機関である「内閣」を構成することにより、執行府が「君主」と「内閣」に分裂するようになる（「内閣統治制（le gouvernement de cabinet）」）。さらに、「制限君主制」において君主が執行権の行使について議会から独立していたのに対して、復古王制のうち少なくとも「ルイ18世の治下」においては、議会の信任を得ることのできない「内閣」を君主が罷免することにより、「内閣」を介して君主が議会との合意を事実上重視するようになる。③ 最後に、「7月王制」において、議会との不一致の際に辞任しなければならない「法的義務（政治責任）」を「内閣」に負わせるというルイ＝フィリップの宣言により、とうとう君主は議会との合意を必然的に重視せざ

13) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

14) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

るを得ないこととなった。この「内閣の政治責任」の開始こそが「議院内閣制」の誕生である。

その後「議院内閣制」はさまざまな政治制度、すなわち「議会主義 (le parlementarisme)」の類型を生み出していく<sup>15)</sup>。① 7月王制、またそれを模範にする第3共和制憲法<sup>16)</sup>において、国家元首（7月王制のルイ＝フィリップ、またそれと同じ役割を期待された第3共和制憲法に規定される大統領）は、議会と対等の権力を持ち、内閣を介して議会と対立していた。これが「オルレアン型議会主義 (le parlementarisme orléaniste)」である。この類型は、前述した、議院内閣制を「権力分立 (séparation des pouvoirs)」によって定義する学説に対応する。この段階ではまだ権力が国家元首と議会に分離されており、「権力分立 (内閣を介して両権力が接触・協働するので「柔軟な権力分立」)」の状態にある。② しかし、第3共和制憲法を制定して間もない時期に起きたセーズ・メ事件<sup>17)</sup>をきっかけ

15) カピタンは、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242 で言及する「オルレアン型議会主義 (le parlementarisme orléaniste)」、「西欧型議会主義 (le parlementarisme occidental)」、「プロイセン型議会主義 (le parlementarisme prussien)」について、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238 で「議院内閣制自体が様々な類型の政治制度を生み出した」と説明していることから、カピタンの用語法における「議会主義」とは、「議院内閣制」を用いた政治制度であり、それは多様なものでありうると思われる。このように、カピタンは「議院内閣制 (le régime parlementaire)」と「議会主義 (le parlementarisme)」を文脈によって使い分けているので、時本訳では両方とも「議院内閣制」で統一されているが、本稿では原典に従って「議院内閣制」と「議会主義」を区別する。

16) 第3共和制には、「元老院の組織に関する1875年2月24日の法律」、「公権力の組織に関する1875年2月25日の法律」、「公権力の関係に関する1875年7月16日の憲法法律」からなる3つの憲法法律があるが、本稿においてはそれらをまとめて「第3共和制憲法」とする。規定の詳細については、中村義孝編訳『フランス憲法史集』(法律文化社・2003) 166-171頁を参照。

17) 1877年5月16日に、大統領である王党派のマク＝マオン元帥は、共和派の大臣を罷免し、解散権を行使した。その結果、総選挙で共和派が勝利し、敗れたマク＝マオン元帥はその後に辞任することとなった。後任のグレヴィエー大統領は、今後、罷免権・解散権を行使しないことを宣言することになる。詳しくは、柴田三千雄・樺山絏一・福井憲彦編『世界歴史大系 フランス史3—19世紀なかば～現在—』(山川出版社・1995) 127-128頁、モーリス・デュヴェルジェ、時本義昭訳『フランス憲法史』(みすず書房・1995) 118-121頁、205-206頁を参照。 ↗

に国家元首はほとんど権力を持たなくなり、議会に権力が集中するようになる。これが「西欧型議会主義 (le parlementarisme occidental)」である。この類型は、前述した、議院内閣制を「議会」が有する「主権 (la souveraineté)」によって定義する学説に対応する。<sup>③</sup> また、国家元首の権限が減少した西欧型議会主義の延長線上にある類型として、国家元首が消滅した類型が挙げられている。これが「プロイセン型議会主義 (le parlementarisme prussien)」である。このように国家元首の権力は次第に衰退し、それに対して権力が議会に集中していく。

この過程をさらに際立たせるために、カピタンは、この過程の論理的帰結として、内閣が議会に完全に服従する「会議制 (gouvernement d'assemblée)」も含めて検討する。ただし、「議院内閣制」が政治責任の存在により議会と内閣の対立の可能性を前提とする（議会と内閣が政策について対立するとき、内閣が自身の政策を放棄することなく政治責任を負って辞任する）のに対して、「会議制」においては政治責任の存在を否定することにより内閣が議会に服従する（議会と内閣が政策について対立するとき、内閣は辞任することを許されず、自身の政策を放棄して議会の政策を遂行する）ことを前提とする。この意味で、カピタンは、「会議制」が、議会に権力が集中していく過程の論理的帰結であるが、「議院内閣制」を逸脱するものと評価することとなる。

このようにしてカピタンは、「議院内閣制」の定義に対する学説間の対立（国家元首と議会の「権力分立」か、または「議会」の有する「主権」か）を解消し、一方の学説（「権力分立」）を古い類型の議会主義（「オルレアン型議会主義」）、他方の学説（「議会」が有する「主権」）を現代の議会主義（「西欧型議会主義」）に対応するものとして整理する。こうすることにより、カピタンは、従来の学説の

---

ㄨ カピタンは、セーズ・メ事件におけるマク＝マオン元帥の罷免権・解散権の行使が共和制における王党派によるクーデターとして受けとめられていたことを指摘していた。この点について、「しかしながら、下院で多数派を有し、大統領の選挙上の圧力にもかかわらず新たな総選挙で多数派を維持するのに成功した共和派の政党が、5月16日の出来事でのクーデターを暴く。それは、そうこうするうちに議会主義の概念が、憲法慣習が、変更されていたからである」と指摘するものとして、René CAPITANT, « La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936) » op.cit., p. 348.

議論状況（どちらが正しい「議院内閣制」なのかという論争）に終止符を打ち、現代の議会主義に適した対応策を検討する段階へと、議論を前進させるのである。

### （1）主権が君主から議会へ移行していく過程

カピタンによれば、従来、「権力分立」というのは、1789年の「人権宣言（la Déclaration des droits）」が示すように、「権力分立がなければ憲法は存在しえないだろう」という「諸憲法に不可欠とされていた一種の正当性」として理解されてきた<sup>18)</sup>。確かに、この理解に従えば、権力分立は憲法上要求される正当性の原理であるので、当然に議院内閣制にも普遍的に適用されてしかるべきという見解が成り立つであろう。しかし、カピタンによれば、「現実において、権力分立は、その他諸制度のうちの1つの政治体制でしかない」<sup>19)</sup>。したがって、あらゆる憲法上の制度、例えば議院内閣制にも必ずしも適用されていないといけなような支配的な原理ではないのである。カピタンのこの考えは、「議院内閣制」から生じる政治制度（「議会主義」）の変遷の中で現れる諸類型の分析にも表れている。すなわち、「権力分立」という政治制度の名残がある議会主義（オルレアン型議会主義）もあれば、「権力分立」という政治制度から完全に脱却した議会主義（西欧型議会主義以降）もある、という具合に、である。カピタンは、権力分立が単なる1つの政治制度という意味で、「権力分立は歴史的に議院内閣制に先行する」と考える。すなわち、「議院内閣制は権力分立から生じた」のである<sup>20)</sup>。権力分立から「議院内閣制」の誕生までは、大臣による「内閣」の形成と、内閣が負う「政治責任（議会との不一致の際に辞任する法的義務）」の登場を待たねばならない<sup>21)</sup>。

#### ① 国家元首に対する大臣の服従——制限君主制

「議院内閣制は権力分立から生じた」<sup>22)</sup>とあるが、ここにおける「権力分立」

18) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

19) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

20) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

21) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

22) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

とは「制限君主制」を指す<sup>23)</sup>。「制限君主制」とは、「1688年以来イギリスで実現され、モンテスキューがイギリスの国制に関する有名な章<sup>24)</sup>の中で例として取り上げた」<sup>25)</sup>制度である。この制度について敷衍すると以下の通りである。制限君主制においては、君主は執行権を有し、議会は立法権を有する<sup>26)</sup>。ここにおいて、君主と議会はそれぞれ独立した2つの機関であり、両者は互いに相手方を強制することができず、また反対することによって相手方の決定を妨げることができる<sup>27)</sup>。このようにして制限君主制においては、君主と議会は互いに独立し、対等な権力を有して対峙する<sup>28)</sup>。カピタンはこの制度について、「特に勝ち取られた対等性、統治権力を獲得するための長き闘争における議会の最初の勝利の段階を、そこに見ることができる」と指摘する<sup>29)</sup>。これを言い換えると以下の通りである。絶対君主制において君主が権力を掌握していたが、これに対して制限君主制においては、権力が議会と君主に分離（権力分立）されてしまう。この段階において、君主の有する権力が、統治権力全体から執行権にまで衰退し、議会は新たに立法権を獲得するのである。

カピタンによれば「制限君主制は、いまだいかなる議院内閣制の特徴も有しない」<sup>30)</sup>。後述するが、カピタンにとって「議院内閣制とは議会に対して責任を負う内閣の統治である」<sup>31)</sup>。議院内閣制であるためには、「内閣」の存在と、内閣が議会に対して負う「政治責任」が必要となる。「内閣」とは、大臣の集

23) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

24) モンテスキュー、野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳『法の世界 上』第11篇第6章「イギリスの国制について」（岩波文庫・1989）291-308頁。

25) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 238.

26) 制限君主制について、「君主と立法国民議会の間では権力は明確に分離され、立法国民議会は立法権を、君主は執行権を有する」として、モーリス・デュヴェルジェ、時本義昭訳・前掲書注16・58頁。

27) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

28) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

29) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

30) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

31) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

団による閣議であり、君主から独立した別個の統治機関である<sup>32)</sup>。これに対して、制限君主制においては、大臣はいまだ君主に服従しており、君主から独立した機関である「内閣」を形成していない<sup>33)</sup>。また、制限君主制において両権力（執行府と立法府）は独立しており、執行府に属する大臣は、立法府（議会）に政治責任を負っていない<sup>34)</sup>。したがって、制限君主制はまだ議院内閣制ではないのである。

## ② 内閣の形成——復古王制下（内閣統治制・ルイ18世の治下における運用）

カピタンによれば、制限君主制において大臣たちは各自で個別的に君主に服従することによって大臣たちの一体性を維持していたが、復古王制下においては閣議を形成することによって君主に対する服従によらずとも大臣たちだけで一体性を維持することができるようになった。このようにして、大臣たちは君主から独立した統治機関である「内閣（un « cabinet »）」を形成する。内閣は固有の権限を有し、その権限領域を拡大することによって「支配的な統治機関」となり、そこにおいて内閣は君主との間で執行権を二分するほどの存在にまでなる<sup>35)</sup>。すなわち、執行権はもはや君主の専有物ではなくなり、君主と内閣の間で二分するのである。このような統治形式を「内閣統治制（le gouvernement de cabinet）」という<sup>36)</sup>。内閣統治制は、「復古王制（la Restauration）」下で適用され、実際に、「91年（1791年）の君主制、モンテスキューの制限君主制と、7

32) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

33) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

34) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

35) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239 によれば、大臣たちは、制限君主制において「国家元首に対する諸大臣の個別的な服従（subordination）から」一体性を獲得していたが、復古王制下においては「団体において集団をなし、会議、『内閣（un « cabinet »）』となる」ことによって「共通の諸討議の中で一体性の原理（le principe d'unité）を見出す」ようになる。このように、「諸大臣は君主から開放されて自由になり、別個の統治機関を形成する」ので、その統治機関である「内閣」は、「君主の権限から切り離された固有の権限領域を獲得し」、「その拡大によって支配的な統治機関」となる。このようにして、内閣は、「執行府の内部において分裂を実現する」こととなる。

36) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

月（7月王制）の議会制君主制との間での過渡期」において用いられた<sup>37)</sup>。さて、議院内閣制の誕生には「内閣」の形成と、大臣の「政治責任」（議会と内閣の不一致の際に内閣が辞任する法的義務）が必要である<sup>38)</sup>。しかし、内閣統治制においては「内閣」が形成されたものの大臣の「政治責任」は認められていないので、内閣統治制はいまだ議院内閣制ではないこととなる<sup>39)</sup>。

このように、復古王制下において大臣が政治責任を負わないという点で、内閣統治制は議院内閣制とはいえない。ただし、復古王政のうち、ルイ18世の治下においては大臣の政治責任に類似した運用が行われていた<sup>40)</sup>。ルイ18世の治下においては、執行府が議会から独立しているという点では制限君主制における権力分立を維持しているものの、議会多数派から信任を得られなかった大臣を更迭することによって、議会多数派との合意を重視するようになったのである<sup>41)</sup>。このようにして、権力分立（執行府と立法府の相互の独立）において君主と内閣に大臣の政治責任のような運用は法的に強いられていないにもかかわらず、君主が内閣に対して事実上そのような運用をすることとなる<sup>42)</sup>。ただし、このようなルイ18世の治下における大臣の政治責任に類似する運用について、カピタンは、「常に取り消しうる」ということを指摘する<sup>43)</sup>。したがって、カピタンによれば、ルイ18世の治下においても、「議院内閣制は

37) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

38) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

39) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239 によれば、「内閣統治制は、それ自体、諸大臣の政治責任を伴わないとき、いまだ議院内閣制ではない。それは議院内閣制への道程でしかない」。というのも、カピタンによれば、この当時の内閣統治制の理論家の代表バンジャマン・コンスタンは、大臣の責任について「刑事責任とせいぜい道義的責任のほかには、諸大臣にとつての責任を認識せず要求しない」からである。したがって、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 240 によれば、「彼の著作の中にも、また復古王制の実定法の中にも、議院内閣制の条件であるところの、今日において我々が諸大臣の政治責任と呼ぶものは、存在しない」のである。

40) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 240.

41) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 240.

42) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 240.

43) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 240.

いまだ完全には構成されてない」のである<sup>44)</sup>。

### ③ 政治責任を負う内閣——議院内閣制の開始

カピタンによれば、議院内閣制は、1830年にルイ＝フィリップが宣言した大臣の政治責任の導入によって開始する<sup>45)</sup>。ここでいう大臣の政治責任は、大臣が「議会の信任を失う場合に辞任する」という、「法的義務」を意味する。議院内閣制における大臣の政治責任は、内閣統治制における大臣の責任とは異なる。内閣統治制における大臣の責任が「刑事責任とせいぜい道義的責任」<sup>46)</sup>であるのに対して、議院内閣制における大臣の政治責任は「内閣の政策と議会多数派の政策の一致を維持することを目的とする」のであって「刑罰を受けるためでもそれを未然に防ぐためでもない」<sup>47)</sup>。

「内閣の政策と議会多数派の政策の一致を維持する」という目的に照らせば、議院内閣制における大臣の政治責任は以下の様に機能する。議会と内閣の間で政策が不一致であるとき、議会は内閣に対して不信任投票をし、内閣はこれに対して辞任する<sup>48)</sup>。その後、議会の政策に一致した内閣が新たに選出され、新たに議会と内閣の政策が一致することとなるのである。このメカニズムは、内閣が議会に服従することによって両政策の不一致を解消するのではなく、内閣が自身の政策を維持したまま辞任することによって両政策の不一致を解消することを意味する。すなわち、内閣に政策を放棄させて同じ内閣を維持したまま議会の政策との一致を図るのではなく、議会の政策と一致する内閣をその都度選出して両政策の一致を図ることによって、内閣自身は移ろう議会多数派の意思に左右されることなく、当初の政策を堅持してその遂行にまい進することが可能となるのである<sup>49)</sup>。これについてカピタンは「議院内閣制の政府の第一の義務は、その綱領に対して忠実であり続けることである」と表現す

---

44) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241.

45) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241.

46) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 239.

47) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241.

48) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241.

49) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 250.

る<sup>50)</sup>。カピタンが議院内閣制における政治責任についてこの点を強調するのは、「会議制（この統治制度においては、内閣が自身の政策を放棄して議会の政策に従うことによって両政策の不一致を解消する）」と「議院内閣制」との対比において重要だからである。この点については「(3) この過程の理論的延長線上にある類型」において後述する。

このように、カピタンによれば、制限君主制から始まる制度の変遷の中で、内閣統治制においてまず「内閣」が形成され、その後、大臣が「政治責任」という法的義務を負う時点で議院内閣制が開始する。「したがって、議院内閣制とは議会に対して責任を負う内閣の統治である<sup>51)</sup>。これがカピタンにおける「議院内閣制」の定義なのである<sup>52)</sup>。

50) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241.

51) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

52) なお、カピタンは、本稿で取り上げる3つの文献において「議院内閣制」という用語を用いているが、その内容は文脈に応じて異なり得る。

本文献における「議院内閣制」は、主に、定義としての「議院内閣制」である。すなわち、ここにおける「議院内閣制」は、定義上、議会を前に責任を負う内閣による統治を特徴とする統治制度を意味する用語であるので、オルレアン型議会主義から、西欧型議会主義、プロイセン型議会主義まで内包し得る幅広い射程を持つ用語となる。

これに対して、『議会主義の改革』（1934）における「議院内閣制」は、主に、カピタンが理想とする「議院内閣制」である。すなわち、ここにおける「議院内閣制」は、カピタンにとって理想的な議会主義において機能する「議院内閣制」を指す。

これに対して、『フランスにおける議会主義の危機と改革』（1936）における「議院内閣制」とは、主に、良くも悪くも各国で現実に機能している「議院内閣制」である。すなわち、フランスで機能している「議院内閣制」については「フランスの議会主義」における「議院内閣制」、ドイツで機能している「議院内閣制」については「ドイツの議会主義」における「議院内閣制」、イギリスで機能している「議院内閣制」については「イギリスの議会主義」における「議院内閣制」ということになる。

以上の用語法に従えば、カピタンは、「フランスの議会主義」における「議院内閣制」を、理想的な議会主義において機能する「議院内閣制」に近づけようと尽力していることになる。

## (2) 主権が議会に集中していく過程

制限君主制から議院内閣制の開始に至るまでの君主の権力の衰退を敷衍すると以下の通りである。まず、制限君主制においては、権力分立によって、一方では君主の権力が全統治権力から執行権にまで縮減し、他方では議会在統治権力の一部である立法権を獲得した。次いで、かつて制限君主制においては執行権が君主のみによって掌握されていたのに対して、内閣統治制においては執行権が君主と内閣という二つの機関によって二分されるようになる。最後に、君主は執行府として議会からの独立性を保っていたにも関わらず、内閣の議会に対する政治責任の導入（議院内閣制の開始）によって、議会による介入を許すこととなるのである。確かに、議院内閣制の開始時点において、君主対議会という制限君主制における権力分立の図式が維持されているが、しかし、制限君主制のころに比して、議院内閣制の開始においては君主の権力は確実に衰退し、議会は着実にその権力の範囲を広げている。この流れ（君主の権力が次第に衰退し、それと同時に議会在新たに権力を獲得していく流れ）は、その後経験することとなる議院内閣制を用いた政治制度（議会主義）の変遷においても継続する<sup>53)</sup>。

君主の権力が次第に衰退し、それと同時に議会在新たに権力を獲得していく流れの中で、3つの種類の議会主義が現れる。まず、第一の種類において「国家元首は、いまだ政治生活において実効的に介入することのできる強力な諸権力を享受する」<sup>54)</sup>。この類型を「オルレアン型議会主義 (le parlementarisme orléaniste)」という。カピタンによれば、「7月王制が依然としてその最も純粋な実例である」<sup>55)</sup>。次に、第二の種類において国家元首の権力の衰退がいよいよ明らかになる。カピタンが指摘するに、「国家元首は、その資格を維持してはいるが、執行権の長であることを完全にやめた。彼の役割はいまだ有益ではあるが、しかし、彼の真の影響力はもはやほとんど道義的なものでしかない」<sup>56)</sup>。

53) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

54) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

55) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

56) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

この類型を「西欧型議会主義 (le parlementarisme occidental)」という。カピタンによれば、このタイプの議会主義は、「ヴィクトリア女王の時代以来のイギリスおよび1877年以來のフランス（フランスにおいては、1877年のセーズ・メ事件をきっかけとした大統領の権限の空文化が、それ以降にも維持されてきた）で行われている」<sup>57)</sup>。最後に、この君主の衰退の流れの延長線上にカピタンが位置づけるのが、「第1次世界大戦後のプロイセンとドイツの大部分の諸州で制定された諸憲法に割り当てられた体制」を指す類型である<sup>58)</sup>。この類型においては「国家元首は消滅する。二つの機関がもっぱら対峙する状態にある。議会と、責任を負う内閣である」<sup>59)</sup>。この類型を「プロイセン型議会主義 (le parlementarisme prussien)」という。

国家元首の不存在を特徴とするこの第三の類型は、国家元首の権限の衰退を特徴とする現代のフランスの議会主義（西欧型議会主義）の理論的延長線上に位置し、そのさらに延長線上には、議会による内閣の支配を特徴とする「会議制」がある。議会主義の第三の類型と「会議制」の対比により議院内閣制の限界と逸脱が明らかになるので、この点については「(3) この過程の理論的延長線上にある類型」において後述する。本節、「(2) 主権が議会に集中していく過程」では特に、フランスを含む西欧の議会主義が経験した現代にいたるまでの変遷を取りあげる。

さて、カピタンは、これらの3つの議会主義の類型を認識するにあたり、単に成文憲法に着目するのではなく、明文上規定されていないけれども実際に適用され、運用されている制度の実態を把握し、また、明文規定を眺めているだけでは把握しきれないような制度の変遷に着目する必要性を強調する。というのも、異なる時代の成文憲法の文言上において同じ用語が用いられていたとしても、実際に適用され運用されている制度の中身はその時代ごとに異なり得るからである。すでに見てきたように、制限君主制から内閣統治制、ルイ18世の

57) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

58) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

59) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

治世を経て、内閣の政治責任の導入によって開始された議院内閣制に至るまで、大臣の「責任」は文言上同一ではあるがその意味を大きく変えてきた（刑事責任または道義的責任から、法的義務としての対議会責任へ）<sup>60)</sup>。それゆえ、カピタンは、議院内閣制の変遷、正確に言えば議院内閣制を用いた政治制度（議会主義）の変遷についても、単に成文憲法の文言を追いかけることによって把握するのではなく、文言から乖離した制度の運用状況までを加味して、その時代ごとの制度的変遷を捉えようとするのである。このようにして、カピタンは、「それらの類型（オルレアン型議会主義、西欧型議会主義、プロイセン型議会主義）は、少なくとも第三の類型を除き、成文憲法の中に発見されない」<sup>61)</sup>にもかかわらず、これらの異なる議会主義の諸類型を認識することができるのである。このカピタンの思考方法は次の一文に集約されている。「諸文言の中以外に、政治的諸学説の中に我々が区別した異なる諸類型が存在し、次から次へと慣習的な変遷がその諸類型に実効的な諸憲法（constitutions positives）<sup>62)</sup>の価値を付与したのである」<sup>63)</sup>。

#### ① 国家元首と議会の対立——オルレアン型議会主義

オルレアン型議会主義<sup>64)</sup>においては、国家元首は依然として執行権を保持

60) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242 によると、「実際、1875年憲法も諸憲章も（1814年及び1830年憲章）、諸文言は制限君主制の観念にとどまっており、たとえば内閣の『責任』という表現が示すように、実効法（droit positif）との矛盾がいくぶんか隠されるよう諸文言は意味を変更しなければならなかった」と指摘されている。なお、droit positif という用語は「実定法」とも訳され得るが、ここにおいては制定法と異なる現に妥当する法という意味で用いられるので「実効法」と訳した。この訳語については、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想——フランス憲法および憲法学を素材として——』（創文社・1977）136-137頁を参考にした。

61) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

62) constitutions positives というという用語は「実定憲法」とも訳され得るが、ここにおいては制定法と異なる現に妥当する憲法という意味で用いられるので「実効的な諸憲法」と訳した。この訳語については、樋口・前掲書注59・137頁を参考にした。

63) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

64) オルレアニズム（L'orléanisme）の理論家について、René CAPITANT, ➤

「*Régimes parlementaires*», op.cit., p. 242-243 においてカピタンは、「『代表制における代議院 (De la Chambre des députés dans le gouvernement représentatif)』において第一人者であり、また最も見事であった」ものとしてデュヴェルジェ・ド・オランヌ (Duvergier de Hauranne)、「1846年に、代議院の前で3日間にわたって繰り返された有名な討論において、君主の人格的な権力の敵対者であるティエールに対して擁護者であった」ものとしてギゾー (Guizot)、「『フランスの統治に関する諸見解 (Vues sur le gouvernement de la France)』において詳細かつ徹底的に記述した」ヴィクトル・ド・ブロイ公 (Le duc Victor de Broglie)、「ティエールとの対立から着想を得て、オルレアニズムを適用することをマクマオンに任せた」ものとしてヴィクトル・ド・ブロイ公の息子、「1875年の諸法律 (第3共和制憲法) の中にオルレアニズムの精神を伝える」ものとしてラブレー (Laboulaye) を挙げる。また、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 243 においてカピタンは、このオルレアニズムを参照して議院内閣制を定義するものとして、「憲法の変遷にもかかわらず今日なお、」「しばしばまさにデュヴェルジェ・ド・オランヌから直接借用したと思われ得るだろう用語で、議院内閣制 (régime parlementaire) をこの第一の形態の下で定義し続ける」「フランスの学説である、エスマン、デュギー、オーリュエ」を挙げる。

なお、ヴィクトル・ド・ブロイ公の息子について、本文献 (『諸・議院内閣制』(1933)) においてその名前が明示されていないが、アルベール・ド・ブロイ公 (Albert de Broglie) であると思われる。柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編・前掲書注16の索引の8頁にある「ブロイ、A.」の項目に対応する127頁で、マクマオン元帥の下での反ティエール派の首相であるブロイ公について書かれている。また、フランス国立図書館の電子図書館ガリカ (Gallica) で入手可能なヴィクトル・ド・ブロイ公による『フランスの統治に関する諸見解』の第一版の序文 (avant-propos) において、アルベール・ド・ブロイの署名があり、そこには息子である彼が、これまで公開される予定のなかった父の著作である『フランスの統治に関する諸見解』を公開する旨が書かれている。以下の通りである。

「読者はおそらく思い出すでしょう。これから読むことになる、1861年の夏に印刷され、数少ない部数で石板刷りされた作品が、印刷屋で警察によって差し押さえられたことを。わが父が差し押さえられた数冊の返却を得るために裁判所に出向いたとき、軽罪警察 (police correctionnelle) で彼に対する起訴が提起され、次いで速やかに予審免訴の判決によって終了しました。

予審判事は起訴をやめ、主にこの事由を根拠としました。その作品がいかなる公開の対象となっておらず、非難されえない、という事由です。おそらく司法官自身はそう考えていなかったかもしれませんが、この事由はよく基礎付けられていました。なぜなら、『フランスの統治に関する諸見解』は公表されていなかっただけでなく、存在する予定がなかったからです。また、わが父は、彼の個人的な友人たちにすらそれを一切知らせるつもりがなかったからです。我々は、いまなお最近の出来事の影響の下で線引きされた、事柄または人柄についての一定の判断の厳格さ

しており、議会と対立し、均衡する。この意味では、オルレアン型議会主義は依然として制限君主制における権力分立の図式を維持している。同時に、内閣が議会に政治責任を負うという点で、オルレアン型議会主義は議院内閣制の定義に該当する。したがって、オルレアン型議会主義は、政治責任を負う内閣という存在によって「緩和された、権力分立そのもの」<sup>65)</sup>なのである。

オルレアン型議会主義において内閣を介して国家元首と議会が対立し均衡するメカニズムについては、具体的には以下の通りである。一方で、国家元首は大臣を罷免する権限を有しているので、大臣は国家元首から信任を得なければならない。他方で、議会は内閣に政治責任を追及して内閣を辞任に追い込むことができるので、大臣は議会から信任を得なければならない。したがって、内閣は国家元首と議会の双方の信任を負って統治しなければならないこととなる。このようにして、内閣を介して国家元首と議会の地位は対等であり続けることができるのである<sup>66)</sup>。

---

ゝによる彼の孤独な思考のこの性質を認識することとなりましょう。また、その著述家が、彼の著作が現代史の文献の内に入るに違いないのではないかと思ひ、その孤独な思考の性質をきつと修正し、緩和したことを認識することとなりましょう。

私は、再検討というこの仕事を補おうとするものではありません。そのような仕事の遂行において私は、父とはいくらかの点で異なる私の個人的な意見から解放され得ないのではないかと心配しております。私は、真にオリジナルのこの作品で、読者から見た主な功績の一つとなることであろう諸特質を、一切の改悪なしに残したいのです。感情の完全な誠実さ、言葉の率直さ、また人望にせよ好意にせよ追及することなしに。

アルベール・ド・プロイ  
1870年5月]。

65) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 243.

66) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 243-245 においてカピタンは、オルレアン型議会主義のメカニズムについては以下の様に説明する。

オルレアン型議会主義においては、「議院内閣制は、執行権の資格保持者である国家元首が、議会と対立し、議会と均衡し続ける、いまだ非常に明白に二元的な制度である」。カピタンは、このオルレアン型議会主義を議院内閣制の定義とする学説が、制限君主制における君主対議会という「権力分立」の図式をいまだに議院内閣制においても維持し続けていることを以下の様に指摘する。すなわち、「彼らからすれば、それは、権力分立にいまだに近い制度というよりもむしろ、政治的な仲裁また協働、結合の機関として理解される責任ある内閣という新機軸のおかげで

このオルレアン型議会主義こそが定義上正しい「議院内閣制」とみなす見解があるが、これこそが、カピタンが本文献（「諸・議院内閣制」（1933））の冒頭で示していた、議院内閣制の定義について対立する2つの学説のうちの一つである、エスマン、デュギー、オーリユーによって主張された、「権力分立」によって議院内閣制を定義する見解である<sup>67)</sup>。ただし、オルレアン型議会主義は、フランスでは7月王制において実践されていた政治制度であるものの、この形態は一時的なものに過ぎず、その後は西欧型議会主義にとって代わられることとなる<sup>68)</sup>。すなわち、オルレアン型議会主義において、国家元首は議会解散権と大臣罷免権を有していたにもかかわらず<sup>69)</sup>、西欧型議会主義においては、国家元首はそれらの権限を失うこととなるのである。したがって、カピタンによれば、オルレアン型議会主義は「議院内閣制」の定義の範疇にあるものの、議

---

↘完壁になり、緩和された権力分立そのものである（圏点本稿筆者）。このように内閣を介して国家元首と議会が対立するオルレアン型議会主義において、国家元首は議会と同等の権力を有する。すなわち、議会が内閣の政治責任を通じて内閣を辞任させることができるのに対して、国家元首は大臣を罷免する権限を有するという点で、国家元首は、「議会が占める地位と全く類似した地位の中に見いだされる」のである。このとき内閣は「絶えず議会の信任と同様に国王の信任を伴って統治しなければならず、「両権力の協力を実現することを任務とする」。このように、オルレアン型議会主義において議会と対立するのは内閣ではなく国家元首であるので、「議会多数派の政策と対立し、有権者に判断を仰ぐのは君主の政策」であって、内閣の政策ではない。したがって、オルレアン型議会主義における解散は「国王または大統領の解散であって、内閣による解散ではない」。

67) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 237.

68) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 237, p. 242-245 によれば、以下の通りである。

オルレアン型議会主義において、国家元首は、大臣罷免権と議会解散権という2つの権限を有する。このような体制は、「そのもっとも純粋な実例が7月王制」であり、第3共和制憲法の制定者によって第3共和制においても実現されようとしており、フランスにおいて広く普及された学説においてはまだ議院内閣制の定義として理解されているのにも関わらず、「イギリスとフランスにおいては適用されるのをやめた」。「これら2つの国において、またそれらに似せて憲法を作ったすべての国において、このシステムは、議院内閣制の新たな種類にとって代わられていたのである」。

69) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 244-245.

会主義の古い形態ということとなり、このオルレアン型議会主義こそが定義上正しい「議院内閣制」であるという見解は誤りであるということとなる。

## ② 国家元首の衰退——西欧型議会主義

オルレアン型議会主義において、国家元首は議会解散権と大臣罷免権を持つことにより、議会と対立するほどの強い権限を有していたが、西欧型議会主義においてはそれらの権限を喪失することとなる<sup>70)</sup>。このような傾向は、19世紀のイギリスにおける国王の解散権と大臣罷免権の喪失に見いだされる<sup>71)</sup>が、フランスにおいても同様の道を辿ることになる<sup>72)</sup>。フランス第3共和制憲法の制定当初、オルレアン型議会主義が念頭に置かれていたため、規定上は国家元首に解散権と大臣罷免権が付与されていた。しかし、この憲法の規定にもかかわらず、セーズ・メ事件を経て、国家元首はそれらの権限を行使し得ないという運用が定着することとなる<sup>73)</sup>。また、それだけではなく、憲法の規定上、内

70) 「国家元首は実際、かつて享受していた2つの権限を失う」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 245.

71) 「バジョットが19世紀の中頃、イギリスの国王が諸大臣を罷免する権限と下院 (la Chambre des Communes) を解散する権限を失っていたことを、彼の思考の明晰さととてもよく結びつけられるこのユーモアでもってすでに確認していた」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 245.

72) 「フランスが実際、第3共和制の間に類似した変遷を経験した」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 246.

73) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 246 によれば以下の通りである。第3共和制憲法の制定者たちは7月王制における「ルイ＝フィリップの有していた役割を大統領に与える」オルレアン型議会主義を想定していたが、1877年5月16日のセーズ・メ事件を契機として、「共和制の諸制度は間もなく全く異なる形をなす」ことになる。敷衍すると以下の通りである。当時大統領であった王党派のマクマオン元帥は、オルレアン型議会主義において国家元首に付与されていた2つの権限（大臣罷免権と議会解散権）を行使し、共和派のジュール・シモン内閣を罷免し、議会を解散したが、選挙において共和派が再び勝利することとなった。その後、王党派のマクマオン元帥は「2年間もこの衰えた地位に耐え忍ぶ」こととなり、後継のグレヴィー大統領の宣言以降、フランスでは大統領のこの2つの権限が行使されることがなくなつたのである。このようにして、「議院内閣制は、マクマオン元帥が1度しか行使することができなかつた諸権限を大統領から奪うとき、イギリスにおいて議院内閣制が取つた形式に類似した形式を帯びる」のである。

閣の執行行為を有効とするために国家元首の署名が必要ではあるものの、もはや国家元首には署名拒否の余地は残されておらず、内閣の提案に拘束されるという運用が定着していた<sup>74)</sup>。したがって、オルレアン型議会主義が終わって以降の現代における西欧型議会主義においては、国家元首はもはや統治権を有していない<sup>75)</sup>。それにもかかわらず、いまだオルレアン型議会主義によって議院内閣制を定義づけようとするエスマン、デュギー、オーリユーの学説は、カピタンによれば古い議会主義について説明したものであると整理されることとなる<sup>76)</sup>。これに対して、現代の西欧の議会主義をよく説明するものとして、カピタンはカレ・ド・マルベールとバジヨットの見解を参照する<sup>77)</sup>。

カピタンがカレ・ド・マルベールとバジヨットを参照して理解する現代の西欧の議会主義とは、議会が主権（統治権）を有する形態である。前述したように、オルレアン型議会主義は内閣を介した国家元首と議会の対立の図式を取っており、国家元首と議会が対立しているという点で権力分立の構図を維持した形式であった。しかし、国家元首の権限が衰退した結果、国家元首と議会の対立が成り立たなくなり、議会が主権（統治権）を有することとなる<sup>78)</sup>。これが

74) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 247.

75) たとえいまだに国家元首が内閣に対して「それでもなお諮問権を享受する」としても、統治権に関しては、「統治または政府の統制は国家元首の手から失われる」のであることを指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 247.

76) 「エスマン・デュギー・オーリユーのような大家」によって主張されるような、現代の西欧の議会主義をオルレアン型議会主義として理解する学説に対して、「彼らは、議院内閣制がいまなお覆う古めかしい矛盾した諸形式によっておそらく思い違いをしたままなのである」と指摘したうえで、現代の「議院内閣制の機能に関する真のルールを見破るには、それを捨象することが非常に困難であるが不可欠である」と強調するものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 248.

77) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 248.

78) 「体制は、国家元首の衰退の結果、まったく権力分立に属するのを完全にやめる。統治の一体性、立法権の行使と執行権の統制を併せ持つ議会の主権によって特徴づけられる」と指摘するものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 248.

「立法権の行使と執行権の統制を併せ持つ、議会の主権」である<sup>79)</sup>。「権力分立」から「議会の主権」に変わった結果、内閣は、もはや議会を前にして君主のために調整する機関ではなく<sup>80)</sup>、「執行府となるために選出された立法府の委員会」、「議会の統治委員会」となる<sup>81)</sup>。

このように、西欧の現代における議会主義は、もはや国家元首と議会の権力分立の図式ではなく、議会に主権（統治権）が集中した段階にある。この西欧における現代の議会主義によって議院内閣制を定義したのが、カピタンが本文献（「諸・議院内閣制」（1933））の冒頭で示していた、議院内閣制の定義について対立する2つの学説のうちの一つである、カレ・ド・マルベールとバジヨットによって主張された、「議会」が有する「主権」によって議院内閣制を定義する見解である。カピタンの整理によれば、議院内閣制を定義づけるのは「議会に対して責任を負う内閣の統治」であるので、両学説が議会主義の一形式によって「議院内閣制」全体を定義づけるという点で誤りではあるが、両学説が示す制度は「議院内閣制」の枠内にあり、「権力分立」に立脚した学説は過去の議会主義、「議会の主権」に立脚した学説は現代の議会主義に対応することとなる。

以上から得られるカピタンの議会主義の変遷に対する理解は、以下の通りである。西欧において主権は君主から議会に徐々に移行し、現代の議会主義において完全に議会に集中するに至るということである。

### (3) この過程の理論的延長線上にある類型

現代の西欧の議会主義においては、国家元首の権限の衰退によって主権が議

---

79) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 248.

80) 「諸大臣はもはやまったく大統領またはイギリス女王陛下の諸大臣ではない」こととなり、「諸大臣はもっぱら議会の諸大臣」となると指摘するものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 248.

81) 内閣を、バジヨットに従って「執行府となるために選出された立法府の委員会」、またカレ・ド・マルベールに従って「議会の統治委員会」とみなすものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

会に完全に移行したことが明らかとなった。カピタンはその理論的延長線上にある議会主義として、国家元首の存在が消滅した議会主義の類型（プロイセン型議会主義）を紹介する。その趣旨は、西欧型議会主義から権限をほとんど持たない国家元首が消滅しただけの違いしかない類型を「議院内閣制」の一類型として紹介することにより、国家元首の存在が「議院内閣制」の定義上重要な要素ではないことを確認することにある。また、さらにその理論的延長線上にある制度として、議会が内閣に政治責任を否定することにより内閣を支配するに至る「会議制 (le gouvernement l'Assemblée)」を紹介する。その趣旨は、政治責任を否定する会議制を「議院内閣制」の定義の枠外にあることを確認することにより、政治責任の機能（政治責任が内閣の議会に対する単なる服従を意味しないこと<sup>82)</sup>、政治責任が存在するからこそ内閣が政策について主導権をもって推進することができること）を明らかにすることにある。

① 「議院内閣制」と国家元首の消滅——プロイセン型議会主義と西欧型議会主義

プロイセン型議会主義とは、第1次世界大戦後のプロイセンとドイツで採用された議会主義の類型であり、国家元首の不存在を特徴とする<sup>83)</sup>。オルレアン型議会主義によって「議院内閣制」を定義づけようとする従来の学説からすれば、国家元首がそもそも存在しないこの類型は「議院内閣制」の枠外にあるものとしてみなされていた<sup>84)</sup>。これに対して、カピタンの「議院内閣制」の定義によれば、国家元首の存在は重要ではなく、「議会に対して責任を負う内閣の統治」<sup>85)</sup>であれば「議院内閣制」の定義に該当するので、プロイセン型議会主

82) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

83) 「国家元首が存在せず、諸大臣、少なくとも首相が議会によって直接選出されるような議会主義」である「第1次世界大戦後のプロイセンとドイツの大部分の諸国で制定された諸憲法に割り当てられた体制」であると指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

84) 従来の学説がこの制度に対して国家元首の不存在を理由に「議院内閣制の名札を拒否」していたことを指摘するものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

85) より具体的に、「議院内閣制の不変の諸特徴」とは「議会の内部で採用され、

義は「議院内閣制」の定義の枠内にあることとなる<sup>86)</sup>。

② 「議院内閣制」における政治責任の意義——会議制とプロイセン型議会主義

会議制とは、スイスで採用される統治制度であり、政府が議会に服従することを特徴とする<sup>87)</sup>。具体的には、政府と議会の政策が不一致の際に、政府は辞任することを許されず、自身の政策を放棄して議会の政策に従うことを強いられる<sup>88)</sup>。このような制度は、カピタンの「議院内閣制」の定義上重要な「政治責任」の要素を欠くので、カピタンにとって「議院内閣制」の枠外にある制度ということとなる<sup>89)</sup>。

カピタンは、「議院内閣制」と「会議制」の比較によって、「政治責任」の機能を明らかにする。議院内閣制においては、内閣と議会の政策の不一致の際に、内閣は政治責任を負って辞任することとなる。逆に言えば、内閣は自身の政策

---

「統治の任務と諸法律の提案を引き受け、議会に対して責任を負う内閣が、議会を前にして常に見いだされる」ことにあると指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

86) 「国家元首の不存在はいくらかの支障を示すかもしれない」ものの「イギリスまたはフランスの国家元首のような限られた諸権限における機関」の存否は「明らかに二次的な欠点である」ので、国家元首が存在しないという点でのみ西欧型議会主義と異なるプロイセン型議会主義についても「第3の形態の議院内閣制」として認識すべきであると指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

87) スイスの会議制における大臣は、制限君主制において大臣が君主に服従するのと同様に、「連邦議会にすっかり服従する」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

88) 「彼らは議会に政策を提案する。しかし、もし議会が彼らに従うことを拒否した場合は、彼らは服従し、彼らの人格的な綱領を放棄し、提示された綱領を忠実に実施することのみをしなければならない」ので、会議制は、議会との不一致の際に大臣の「辞任の可能性を排除する」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 250.

89) 議院内閣制と会議制について、「怪しいとすれば、このシステムを、スイスで機能する会議制と混同し得るのではないかと思うことである。しかしそれは誤りであり、まさに定義をよりよく完成させるために、進化の終わりに議院内閣制をそれに続く憲法体制と対置させるべきであるならなおさら、晴らすのが有益な誤りである」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

を堅持したまま、自身の政策と共に辞任しなければならない、決して自身の政策を放棄して議会の政策に従ってはならないのである<sup>90)</sup>。ここから、政治責任と議会に対する単なる服従との違い<sup>91)</sup>が明らかになる。内閣は、議会に対して政治責任を負うことによって、内閣の存続期間中（議会の政策との不一致が明らかになって辞任するまで）にわたって、自身の政策について主導権をもって推進することが可能となるのである<sup>92)</sup>。議院内閣制において、政治責任は、内閣と議会の政策の不一致を解消するだけでなく、内閣の政策の主導権と推進力を保障するように機能するのである<sup>93)</sup>。

#### (4) 分 析

本文献において、君主から議会に主権（統治権）が移っていく過程で「議院内閣制」が誕生・変遷し、現代の西欧の議会主義においては主権（統治権）が完全に議会に集中したことが明らかとなった。これがカピタンの議院内閣制論の中核となる理論である。

それによって、「議会に対して責任を負う内閣の統治」という議院内閣制の定義が基礎づけられる。すなわち、定義上、①「内閣」による統治と、②内閣が議会に対して負う「政治責任」が重要な要素であることが明らかとなった。そこにおいて「政治責任」とは、議会と内閣の政策の不一致の際に辞任する法的義務を意味し、議会と内閣の政策を一致させることを目的とすることが明らかとなった。この「政治責任」は、議会に服従することなく自身の政策に忠実

90) 議院内閣制において、大臣は「政治責任」によって「議会との意見の不一致の場合に辞任する」ことを課され、このことは大臣が議会に「服従することを禁じる」ことを意味し、大臣が「彼らの綱領に対する忠誠」を維持したまま自身の政策について「主導と推進力の役割」を果たさなければならないことを意味すると指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 250.

91) 議院内閣制と会議制について「この両体制の相違は、すべて、諸大臣の政治責任と議会に対する単なる服従との相違に由来する」と説明するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 249.

92) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 250.

93) René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 241, p. 250.

なままでいることを内閣に強いるので、内閣が自身の政策に主導権をもって推進する役割を果たすことが明らかとなった。

本文献によって、議院内閣制の定義について対立する従来の議論が、実際には、過去または現代の議会主義の形態によって「議院内閣制」を定義づけようとするものであったことが明らかとなった。このように整理することにより、どちらが「議院内閣制」の定義として正しいかという論争に終止符をうち、現代の西欧の議会主義において主権（統治権）が議会に集中する以上、いかにして議会が主権（統治権）を行使するのが適切であるか、議会主義の改革案を検討する段階へと議論を前進させることが可能となった。この点については、次章で分析する『議会主義の改革』（1934）において詳述されることとなる。

本文献では、当時のフランスの状況について、第3共和制憲法において大統領に7月王制の君主に代わる役目が期待されており<sup>94)</sup>、大統領であるマク＝マオン元帥が成文憲法に従って大臣罷免権・解散権を行使したにもかかわらず批判され（セーズ・メ事件）、続くグレヴィー大統領によって大臣罷免権・解散権の不行使が宣言されて以降、成文憲法とは異なる運用（大統領の大臣罷免権・解散権の不行使）が定着したことが指摘された<sup>95)</sup>。このように、成文憲法とは異なる形で定着した運用までも憲法上の運用とみなす<sup>96)</sup> ことにより憲法運用の

---

94) 「1875年の憲法制定者の多数派は、議会制の観点から明らかに『オルレアニスト』であり、彼らが公然と着想を得た諸制度は7月王制のそれであり、彼らに対しておそらく最も強力に影響を与えていた著述家はヴィクトル・ド・プロイ公であり、共和制と同様に7年任期を組織することによって彼の公然の目的はルイ＝フィリップが果たしていた役割を大統領に付与することであった」と指摘するものとして René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 246.

95) カピタンは、第3共和制の「大統領」であるマク＝マオン元帥の権限の衰退を、主権が「君主」から議会に移行する過程の中に跡付けている。すなわち、マク＝マオン元帥は、「君主」ではないものの、第3共和制の憲法制定者によって「君主」の空席を守ることを期待されていたという点で、「君主」に代わる存在であり、彼の権限の衰退は、「君主」の権限の衰退を意味することとなる。

ここから、将来、議院内閣制の変遷（君主の権限衰退）の先において、君主制擁護論とは無縁の大統領が登場したとしても、なんら矛盾はないものと理解され得る。

96) このような方法論については、オルレアン型議会主義・西欧型議会主義・プロイセン型議会主義との関連で「留意すべきは、少なくとも第3の類型を除けば、こゝ

正確な現状を把握し、その現状を前提としていかに改革することが理想であるのかを検討することが可能となるのである。このような方法論は『議会主義の改革』（1934）、「フランスにおける議会主義の危機と改革」（1936）においても見られる。

なお、本文献において、現代の西欧の議会主義において国家元首の権限がほとんどなくなったものの、フランスの議会主義における国家元首の役割の一定の有用性がいまなお認められることが指摘されている<sup>97)</sup>。この国家元首の役割の有用性の評価は、本文献のみならず、『議会主義の改革』（1934）<sup>98)</sup>において

---

ゝれらは成文憲法の中に見当たらない。実際、1875年憲法も諸憲章も、諸文言は制限君主制の観念に留まったのであり、また、大臣の『責任』という表現がそれを示すように、実効法における諸矛盾がいくぶん覆い隠されるために、諸文言は意味を変えねばならなかった。しかし、諸文言の中にはないとしても、政治的諸教義の中に我々が識別した異なる諸類型が存在し、慣習的發展がそれらにかわるがわる実効的諸憲法の価値を与えたのである。我々は本質的な諸法則をそこから簡潔に引き出すこととなる」と指摘するものとして、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 242.

97) この点については、René CAPITANT, « Régimes parlementaires », op.cit., p. 247-249 に詳しい。敷衍すると以下の通りである。確かに、西欧型議会主義において国家元首は統治権を失ったものの、いまだ首相任命権を有している。これについてカピタンは、「おそらく、人格の影響力が諸団体にせひとも必要であり、それが多数派を形成し得るところの、諸政党が細分化されて諸綱領が不明確な国家において、この特権は、いまなおかなりの有用性を示す」と指摘し、国家元首の首相任命権が多数派の形成に役立つものとしてその有用性を高く評価する。また、国家元首はいまだ諮問権を有している。イギリスでは君主が首相との会談を通じて行使するのに対して「フランスでは大統領が閣議に対する出席発言権によってより一層直接的にそれを行使する」。これについてカピタンは、「若き絶対君主が、老いて経験に満ちた思慮深い大臣の誰がしかに助けを求めていたように、このようにして今日、奇妙な変化によって、国家元首は、彼の経験と慎重さの声を、束の間の諸大臣に聞かせるのである」と指摘し、国家元首の諮問権が経験不足の大臣に役立つものとしてその有用性を高く評価する。以上を総合してカピタンは、国家元首がいなければ「政府の諸危機が解消されるのが一層困難となり、また地位の永続性によって貴重な経験がもたらされた人物の諸助言が諸大臣から奪われることとなる」ので、「おそらく国家元首の不存在はいくつかの支障を示すこととなる」と指摘することによって、国家元首の有用性を高く評価する。

98) René CAPITANT, La réforme du parlementarisme, op.cit., p. 20.

も「フランスにおける議会主義の危機と改革」（1936）<sup>99)</sup>においても言及されており、議院内閣制に関する諸論考が進むにつれ、カピタンはフランスの議会主義における大統領の有用性に対する理解を深めることとなる。

---

99) René CAPITANT, « La crise et la réforme du Parlementarisme en France Chronique constitutionnelle française (1931-1936) » op.cit., p. 349.